

第2回川崎市コミュニティ施策検討有識者会議 資料集

資料1 「区における行政への参加」のあり方について
(検討たたき台)・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

資料2 これからのコミュニティ施策における「ふるさと納税」
を活用した資金循環のしくみについて・・・・・・・・ P 4

参考資料 「まちのひろばプロジェクト」について

令和元年8月29日(木) 15時00分～
第3庁舎15階第3会議室

1 これまでの経緯

「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」（平成31（2019）年3月策定）

- (1) 区民会議について
- それぞれの区において、区民会議は、「参加と協働による地域の課題解決」を目的として設置され、これまで課題解決に向けた調査審議を行ってきた。
 - また、調査審議結果を区長に提出し、区長はこれを区政及び市政に反映するように努めることで、区における行政への参加の機能も併せて担ってきた。
 - 区民会議の「参加と協働による地域の課題解決」の機能は、市民創発による「新たなしくみ」の環境整備を行うことにより、様々な効果が期待されることから、「新たなしくみ」に引き継がれるとともに、より身近な小さな単位での活動や多くの人々の参加など、一層充実されていくものと考えられる。
- 現行の区民会議は廃止し、「新たなしくみ」の構築を進める。

(2) 区における行政への参加のあり方検討について

- 「新たなしくみ」の区域レベルの機能の一つとして、これまで区民会議が担ってきた「区における行政への参加」のしくみを確保する観点から、**区民の多様な意見を反映する制度のあり方について検討を進める。**
- 「まちのひろば」や「ソーシャルデザインセンター」との関係性について検討する。
- 政令指定都市という大都市における都市内分権の機能という視点や既存制度の運用における課題等を踏まえ、丁寧に議論を進める。

2 区に求められる機能・役割

1 川崎市自治基本条例上の位置付け（平成17年(2005年)4月施行）

- 区に関して、身近な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供し、参加及び協働による暮らしやすい地域社会を築くため、それぞれの区域を単位として区を設け、区役所を置くこととし、地方自治法上の総合行政機関としての基本的な性格に加え、**参加と協働の拠点として位置付けています。**（第19条）
- 区における課題を的確に把握し、参加及び協働により、その迅速な解決に努めること。（第20条第1項）
- 区民によって構成される会議を設け、参加及び協働による区における課題の解決を目的として調査審議（第22条第1項）
- 区長及び市長等は、その内容を区における暮らしやすい地域社会の形成及び市政に反映するよう努めます。（第22条第2項）

2 区役所改革の基本方針 -めざすべき区役所像-（平成28年(2016年)3月策定）

- これまでも担ってきた行政サービスの提供に加え、地域の実情に応じながら、市民同士のつながりやコミュニティづくりを通じて、市民の主体的な取組を促す役割を果たしていくことが求められる。

<めざすべき区役所像>

- 市民目線に立った行政サービスを総合的に提供する区役所
- 共に支え合う地域づくりを推進する区役所**
 - 10年後の地域社会を見据え、今後の区民会議のあり方の検討も含め、**区における住民自治（市民の意思を自治体運営に反映させること）の更なる充実を図ります。**
- 多様な主体の参加と協働により地域の課題解決を図る区役所

(参考) 住民自治の充実に向けた都市内分権の推進

- 第30次地方制度調査会において、「指定都市、とりわけ人口が非常に多い指定都市における住民に身近な行政サービスについて、住民により近い単位で提供する『都市内分権』により住民自治を強化するための区役所の役割の拡充」という趣旨から、指定都市の機能強化や**より小さな単位での住民自治の充実が求められています。**

3 有識者会議での論点及び主な検討項目

項目	論点（平成30年度有識者会議意見）	主な検討項目
(1) 意見集約	①参事会型と議会型があるが、 参事会型の場合には「普通の人々の多様な声」を反映させる回路が必要 である。 ② 細かいレベルの話を集約する方法も必要 である。	既存のしくみを踏まえた参加のあり方
(2) 代表性	都市空間全体を俯瞰できる住民が、目の前の課題だけでなく、全体に配慮し将来に渡って議論する必要がある。	都市空間全体を俯瞰できる住民（ステークホルダー）の選出方法
(3) 人的資源	区政に関する説明責任を確保 することで、住民が知識・知見を蓄積でき、 従来の団体だけでなく、新しい人材を育成 する。	まちのひろば、プラットフォームとの人材交流

4 区役所職員ヒアリング

項目	内容
(1) 地域課題の把握	・地域課題は、 区民アンケートや市長への手紙、サンキューコール、地区カルテ などで把握し、市民意見など多く聞いている。 ・ 区民会議がなくなったことで地域のキーマンと接する機会や課題把握の機会が減っている。
(2) 参加のしくみ	・ 参加のしくみは制度として存在していることが大切。 ・ 常設ではなく、必要に応じて開催すべき。 ・ 既存の会議との重複感がない方が良い。 ・ S D Cと一緒にやる方が効果的ではないか。 ・ 既存のしくみでは参加のしくみとして足りないのか。
(3) 意見反映	・方法は各区同じしくみが良い。 ・ 行政で受けきれない課題をどうしていくか。
(4) 区民会議廃止後	・区の方に再開意見はない。

5 検討の方向性

1 区における住民自治の充実

- 人口150万人を超える川崎市においては、住民自治の充実に向け、区における参加のしくみは、**制度として存在し、多様な市民が参加しやすいことが重要**であることから、その制度化を進めていく必要がある。

2 区の施策・事業に対する効果的な意見聴取

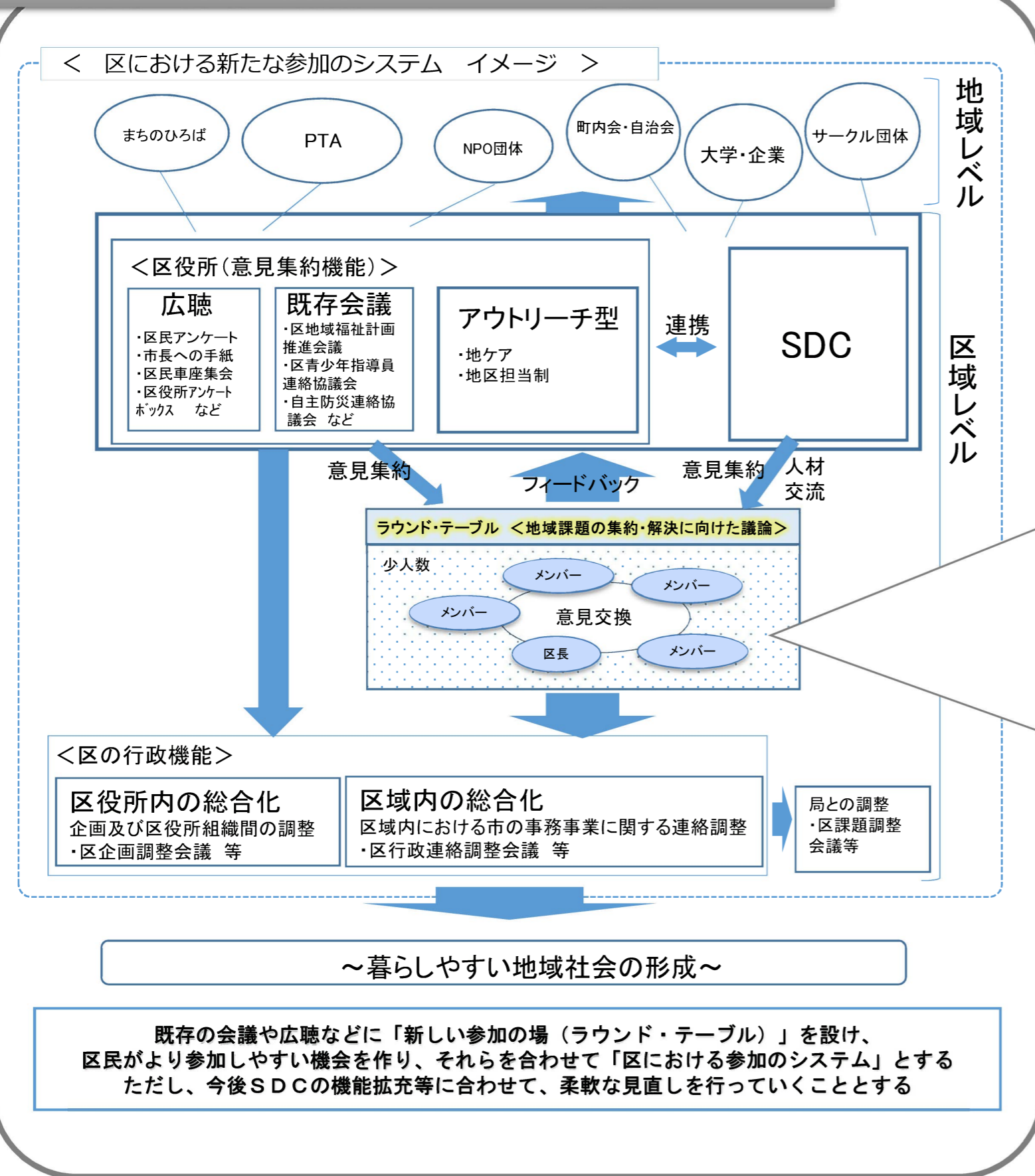
- 区における課題を的確に把握し、参加及び協働により、その迅速な解決を図るため、**区の施策・事業に対する効果的な意見聴取**となるしくみの検討を進める。

3 既存施策及び「基本的考え方」を踏まえた新たな参加のしくみの検討

- 既存の会議や広聴等のしくみ及び「基本的考え方」を踏まえるとともに、負担感、重複感などの既存施策の反省点を活かし、より効率的・効果的な参加のしくみの検討を行う。

「区における行政への参加」のあり方について（検討たたき台）

6 区民の意見を反映させるしくみの検討



区民会議の反省点

- ・他の会議との**重複感**
- ・**負担感**
- ・委員構成の偏り
- ・課題解決に向けた**実践のしくみ**
- ・認知度、テーマが似かよる
- ・委員が**自分事として感じられない**

他都市の現状

- ・本市の区民会議に類する区民参加による協議会を設置している他都市において、「**同じ顔触れ**」、「**担い手不足**」、「**発言がしづらい**」、「**テーマによって関心がない**」など、本市と同様に**課題が生じている**。

効果的な実施方法

- ・**固定的ではなく、議題に応じて柔軟に実施できる方法**
- ・**自分事として感じられ、発言しやすい実施の方法**

＜実施方法の案＞

	議題	開催	メンバー
<p>包括型</p> <p>区域全体をどうすべきか包括的に意見交換をする場</p>	<ul style="list-style-type: none"> 将来を見据えた区のまちづくり 区の計画 区の予算 施策の総合化 	<p>定期</p> <p>or</p> <p>不定期</p>	<ul style="list-style-type: none"> 関係団体 <ul style="list-style-type: none"> 区町連会長 区地域教育会議議長 区社会福祉協議会会長 など SDC(代表者) 専門家(コーディネーター)
<p>テーマ型</p> <p>特定の課題を多角的な視点で意見交換する場</p>	<ul style="list-style-type: none"> 若者の参加 居場所・活動場所 エリア別 など 	<p>不定期</p> <p>(区民からも要望可能)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 関係団体 SDC(代表者) 専門家 市民(公募) 市民(無作為抽出)

課題に応じて「議題」×「開催」×「メンバー」を組み合わせて実施する。

平成28年度からの経緯等

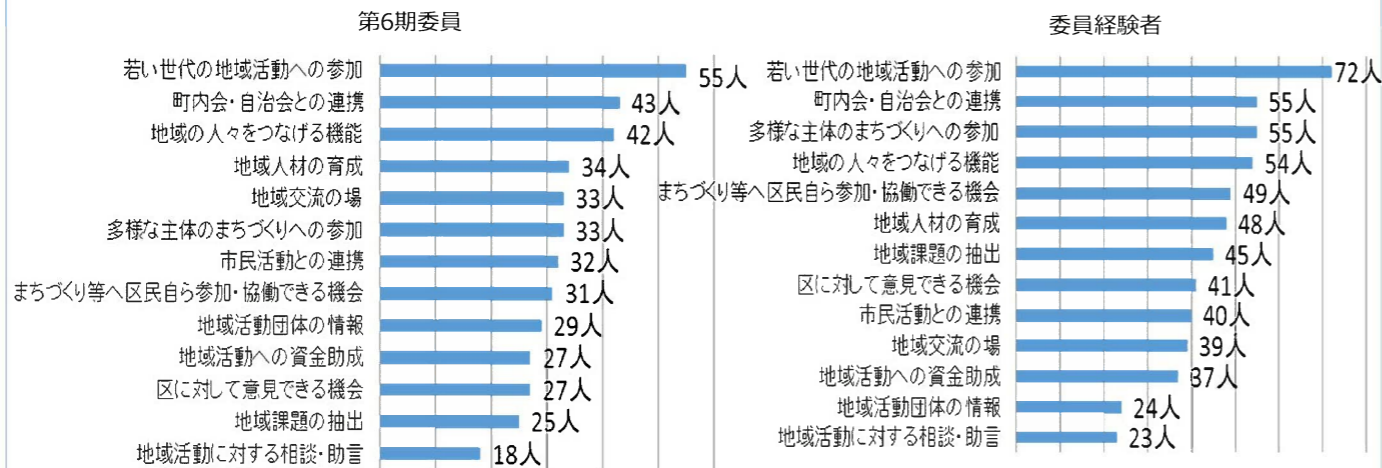
1 「川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会」からの提言(平成29(2017)年3月)

- ・提言1：参加と協働による地域課題の解決の新たなしくみ
区民会議の目的である「参加と協働による地域の課題解決」については、今後、必ずしも既存の区民会議の枠組みを前提とせず、これまでの区民会議の成果とこの提言を踏まえて、「新たなしくみ」を検討することが必要と考えます。
- ・提言2：まちづくり推進組織と中間支援機能
- ・提言3：その他関連する制度等との関係
 「新たなしくみ」の検討にあたっては、市民自治のあり方全体としての視点を持ちながら、**既存の市民活動支援施策やコミュニティ施策等との役割分担や連携のあり方の整理が不可欠**と思われる。

2 区民会議の振り返り(平成29(2017)年～平成30(2018)年)

- (1)各区区民会議委員への区民会議休止に関する説明(各区区民会議全体会、専門部会等、全11回)
- ・提言が市の政策に反映することを期待していたと思うがその受け皿をどうするか。
 - ・これまで、区民会議では行政にまとめたものを提案し、その結果が行政に反映されて、区民生活がよくなってきたと考えている。今後はどのように結果が行政に反映されるようになるのか。
 - ・**区民の意見を行政につなげる方法を今後どうするか。**
- (2)区民会議委員へのアンケート調査(第6期委員及び委員経験者(委員長等)、回答者数185名)

【地域の課題を解決するしくみとしてこれからの区に必要なと思われる機能・手段・役割】



(3)区民会議意見交換会(平成30(2018)年2月2日開催、42名参加)

- ・区民会議がなくなった後に、**どう区民の意見を行政につなげていくかが課題**
- ・区民会議は行政の縦割り解消になった。
- ・区民会議は行政に参加できた。

成果

- ・**地域課題の抽出**
- ・区や地域へ興味をもつきっかけ
- ・課題解決に向けた取組
- ・**知識の取得・学習**
- ・団体や個人との**つながり・交流**
- ・行政への参加 など

課題

- ・他の会議との**重複感**
- ・**負担感**
- ・委員構成の偏り
- ・課題解決に向けた**実践のしくみ**
- ・認知度
- ・テーマが似かよる など

3 コミュニティ施策検討有識者会議(平成30(2018)年5月～平成31(2019)年1月の全6回)

- ・「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」策定に向け、コミュニティ施策検討有識者会議(懇談会)を開催し、3名の有識者から意見聴取
- <主な意見>**
- ・区民会議は、当事者の課題解決のためだけの場ではなく、政治的な単位の中での**意見集約機能というもう1つの基準**を持っており、後者の認識が完全に抜けている。今回の検討の中で、コミュニティ政策の観点だけで考えず、**大都市のガバナンス構造、区における民主主義の装置の観点もきちんと考えて議論しなければいけない。**
 - ・区民会議は、市長や区長への提言機能を持った大都市ガバナンスにおける分節的な民主主義構造の装置をどうつくるかということに大きく関わっている点がポイントで、プラットフォームやまちのひろばは性質が違うため、その機能を持っていない。
 - ・決められたステークホルダーのみだと閉ざされたものになってしまうので、自治基本条例の精神を反映できるように、**ツー・トラック民主主義が望ましい。区レベルでのトラック1は「(仮称)区の経営会議」になり、トラック2は公開フォーラムや無作為抽出による不特定多数のコモンセンス、つまり「(仮称)まちのひろば」やプラットフォームになる。**
 - ・新しい会議体において、権限と財源が確保されれば本気で考える人も出てくるのではないかと。
 - ・新しい会議体は、区長が意見聴取する場ではなく、予算配分や事業化等に関する意見も含めて、**ステークホルダーから区長へ提言できる場として必要**ではないか。
 - ・「(仮称)まちのひろば」や「プラットフォーム」、フォーラムやワークショップから新しい人材が出てきて、「(仮称)区の経営会議」のステークホルダーとして入ってくることは、人的資源の回流につながるのでは、そこまで視野に入れてもらいたい。
 - ・ステークホルダーには、徐々に区政に関することを学んでいただき、住民や区長に対して説明責任を果たさせることで、全体を俯瞰できるようになる。
 - ・新しい会議体をつくるのであれば、区民会議をつくった時のように丁寧につくる必要がある。
 - ・**区政への参加のあり方検討について**、区としての民主主義をどう考えていくか、政令指定都市として**絶対に抜けない制度**だと思われる。

<市民検討会議WS>(平成30(2018)年8月)

- ・ラウンドテーブルがあるとよい。
- 地域のステークホルダーが集まって地域課題を協議する場**
- 地域の団体がつながって地域課題に取り組める場
- ・他団体のことをもっと知ることができる定期的な集まりがあると良い
- 多ジャンル多世代の交流がある →告知だけでなく報告も大事

<パブリックコメント>「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」素案

(平成30(2018)年11月～平成31(2019)年1月)

- ・区民どうしの話し合いの場が大切で、意見交換の場が広がれば良い。
- ・区長権限により区の予算編成・事業実施する方針・計画・予算は、区民会議の調査審議を経るという運用をすることにより、行政区がより市民自治の視点に立った独自の施策展開が可能になるのではないかと。
- ・区民会議の提言を「実現」させることを「新たなしくみ」の一つとして明示すべき。
- ・自治基本条例第22条の区民会議について、誇りを持って維持すべき。所管を区役所企画課から地域振興課に移すべき。既存の自治会との連携ができないことが最大の課題。
- ・区民会議は、廃止すべきではない。今までの区民会議の運営や課題解決の方法が上手く機能していないのではないかと。
- ・区民会議について、改善の余地がある中で廃止してしまうのは惜しいことと考える。区民会議をなくした場合は自治基本条例の改正が必要ではないかと。

<議会からの意見>(令和元(2019)年6月)

- ・区民会議条例が制定された際、自治体の責務は住民の福祉の増進であるとの考えから、区民会議については、住民自治の充実、区役所機能の強化及び住民参加の拡大を推進するものとするよう求め、賛成してきたところである。本議案についても賛成の立場であり、区民会議に代わる新たな取組についても、引き続きこれらについて押し進めるものとしてほしい。
- ・区民会議が地域の意見を吸い上げる一定の成果を上げていたことは、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」策定に向けて実施されたアンケート結果に示されており、代替する「新たなしくみ」の制度設計に当たっては、**自治基本条例第22条の理念をしっかりと踏襲したものであるとしてほしい。**
- ・「地域住民組織である町内会・自治会が多方面にわたり、市と協働で活動している現状から**屋上屋を重ねることだ**」と指摘し続けてきた。

1 資金循環の検討について

『これからのコミュニティ施策の基本的考え方』の策定に向けたパブリックコメントにおいて、「ふるさと納税制度を活用したコミュニティ活動支援」、特に佐賀県の制度運用を参考にすることが提案された。「ふるさと納税」を活用に際し、これまでの本市における市民活動支援やその後の状況変化に応じた取組の方向性を整理する。

【パブリックコメントにおける主な意見】

- 期間中のパブリックコメント全164件の内、意見の趣旨「基本的考え方」に反映させるものは8件。そのうち、「寄付」や「資金循環」に関するものは3件。
- 「寄付」は市民による主体的な地域課題解決への参加となる。かわさき市民しきんはその支援をしている。
 - 市民による寄付文化が市民活動を支えるしくみとして、市が市民の資金循環のプラットフォームとなり、「ふるさと納税制度を活用したコミュニティ活動支援」の導入を検討してはどうか。
 - 行政、市民、企業等が協働で資金を確保する方策を検討してほしい。

第5章 市民創発に呼応する行政の在り方

1 行政スタイルや組織のあり方（2）「質的改革」と新たな行政スタイルの構築に向けて（p38）

活動に対する支援は行政だけが行うのではなく、市民ファンドや企業等と連携した多様な資金支援や地域における資金循環が生まれるしくみについて、ふるさと納税制度の活用等も視野に入れながら検討を進めます。

2 論点整理 1（本市における市民活動支援）

市民活動支援指針（平成13年9月）

- ◆「支援」とは、行政が市民活動を支援するという一方的な関係としてではなく、市民社会の中で市民同士が「相互支援」していくことを原則とする。
- ◆市民活動は、市民自らの力で支えていく仕組みを指向していく必要がある。市民活動団体自身が、活動の社会的役割や意義を社会にアピールし、市民からの支持を得ていくことが本来的な姿である。
- ◆必要とされる活動資源が市民社会の中で提供されていく仕組みが必要である。行政が提供する際には、市民活動の自立した社会的役割を尊重し、できるだけ「中間支援組織」を通して行う。
- ◆資金確保については、自己資金、事業収入、助成金等、資金源の多様化を図り、異なるタイプの資金源の拡大に努める。助成制度については、民間の基金制度を含め検討する。

（公財）かわさき市民活動センター・かわさき市民公益活動助成金、各区協働型事業の創設

特定非営利活動法人条例指定制度

- ◆条例指定NPO法人は、運営組織や事業活動が適正であるなど、さまざまな基準を満たしていることを認められた団体。指定制度は市民からNPO法人への寄附の気運を醸成し、市民による相互支援を促進することを目的。
- ◆認定・条例指定件数は概ね横ばいである。
- ◆寄附金受領額は減少傾向。
- ◆条例指定や認定により自然に寄附が増える訳ではない。
- ◆災害時には、寄附が増加する。

【年度別寄附金金額（平均）】

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
認定NPO法人	971,642	2,776,370	2,390,896	3,604,399	1,681,689	1,664,887
条例指定NPO法人	1,434,151	3,242,038	2,828,420	1,938,011	1,873,408	1,623,509
認証NPO法人	345,301	334,874	379,999	317,234	384,194	264,847

※本市に提出された活動計算書から集計

3 論点整理 2（ふるさと納税制度）

- 「ふるさと納税」とは、「ふるさと」や応援したい自治体にふるさと納税（寄附）ができる制度。寄附を行った場合に、寄附額のうち2,000円を越える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される。
- ふるさと納税制度の浸透による本市の財源流出と「不交付団体」は減収額が補填されないという現状。



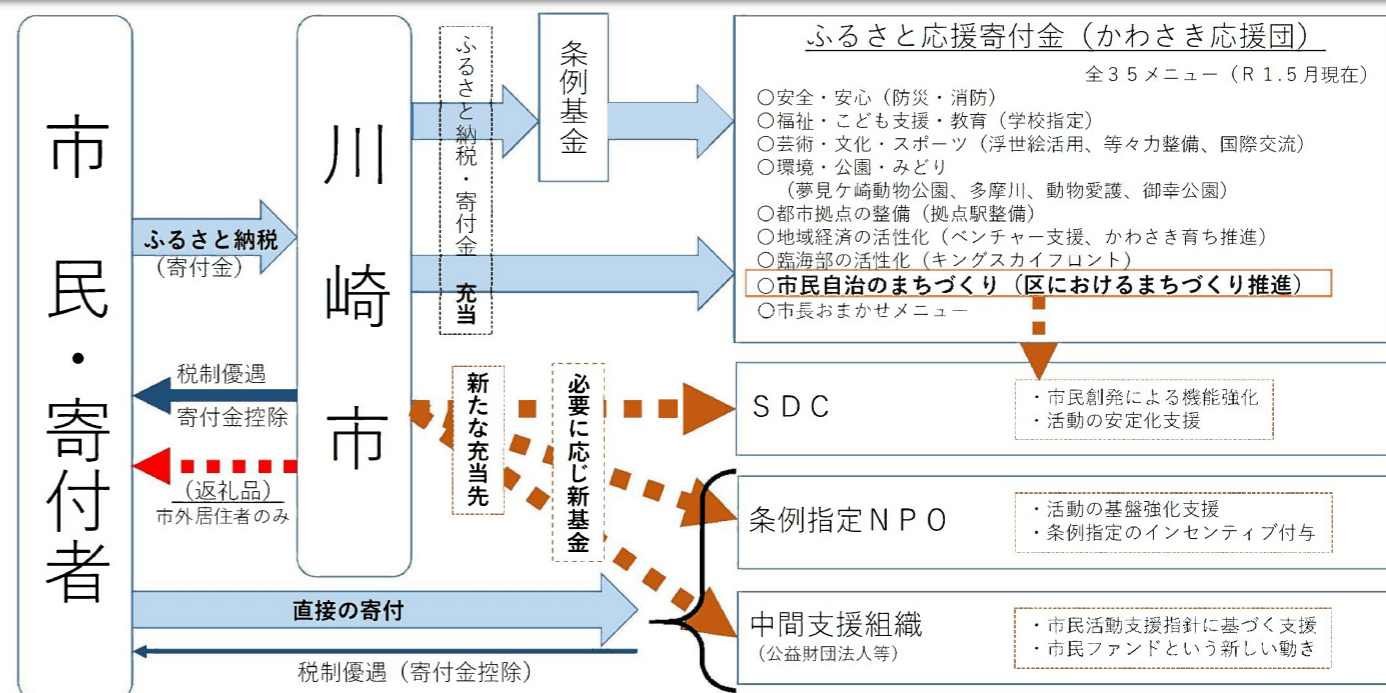
- 各自治体の工夫により、市民活動支援を寄付メニューとしている自治体もある。
- 支援には、直接交付、基金設置の有無、中間支援組織の介在、市民ファンド等の様々な事例がある。
- 本市の「ふるさと応援寄付金（かわさき応援団）」では、「各区のまちづくり推進」のメニューがある。

	特徴	ふるさと納税	基金設置	メリット	課題
佐賀県	・NPO等に対し寄附額の95%を基金を通過して交付	○	○	・市民活動支援に積極的というアピール ・NPOの運営基盤強化	・直接支援は適切か ・NPOを通じた返礼品がある場合あり
兵庫県川西市	・一括交付金によるコミュニティ組織の支援	○	×	・コミュニティ支援に積極的というアピール	・一括交付金の制度設計
神奈川県	・実運用型基金 (原資100億)	○	○	・豊富な資金に基づく多様な事業展開	・実運用型基金の新規設置は非現実的 ・運用実績の低下
茅ヶ崎市	・寄附額と同額を行政が追加するマッチングギフト方式	○	○	・市民活動支援に積極的というアピール ・マッチングギフトでアピール力増	・行政設置基金の助成事業 ・基金減高の減少
相模原市	・マッチングギフト方式 ・市民ファンドを協働運用	×	市民ファンド	・市民ファンド支援というアピール力	・市民ファンドとの協働設計は適切か ・助成希望団体の減少

「マッチングギフト」とは、企業や団体などが社会貢献を目的として寄附や義援金を募る際、寄せられた金額に対して企業側が一定比率の額を上乗せし、寄附金額を増やした上で寄附する上乗せ贈与制度のこと (出典: 日本の人事部HP)

「市民ファンド」とは、市民からの寄附を中心に、市民の活動に助成する、市民が運営するファンド (神奈川県HP)

4 ふるさと納税の活用案



- 寄付文化の醸成により、社会貢献に対する市民の志の具体化ができるしくみが重要
- 市民活動の継続や発展的展開に寄与できるしくみが必要

ふるさと納税等を活用した市民活動支援等

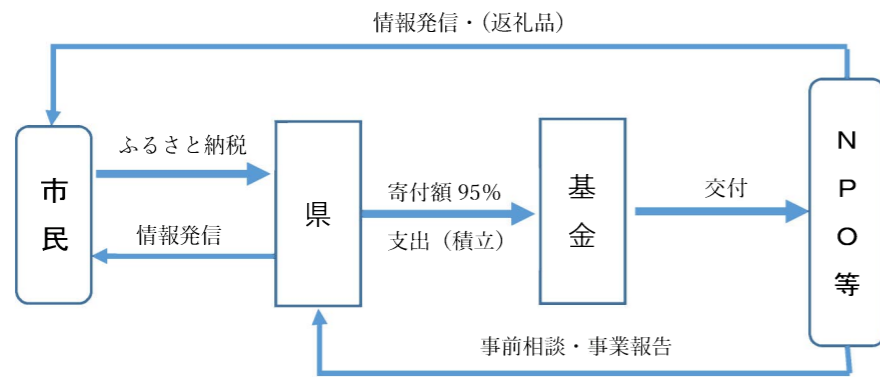
佐賀県ふるさと納税（NPO等支援）

1 ふるさと納税の種類

- (1) 施策応援コース(自然・環境、伝統・歴史、教育、医療福祉、元気・文化)
- (2) 地場産業応援コース・・・佐賀県が誇るブランド品を返礼
- (3) NPO等の支援

2 「NPO等の支援」

- ・寄付先のNPOを指定するか否かで分類 ①NPO等を指定した支援 ②県民協働の地域づくり(NPO等の指定なし)
- ・寄付額95%を指定NPOに交付。
- ・NPO等は事前登録制で、用途の事前相談も必須。
- ・毎年度、実績報告が必要。
- ・「佐賀県ふるさと寄付金基金条例」による基金を設置し、「佐賀県ふるさと寄付金による寄付金交付要綱」で処理。

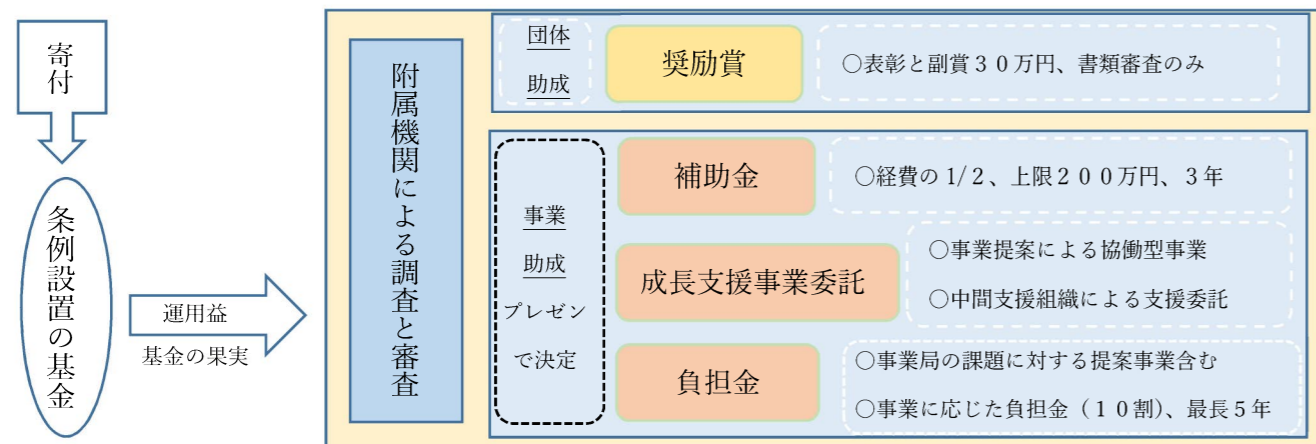


神奈川県「かながわボランティア活動推進基金21」

○公益を目的とする事業に自主的に取り組むボランティア団体等の活動を推進するために、県が持つ債権を活用し総額約100億円の基金を設置。主に基金の運用益を事業費にし、H24年からは基金への寄付金も募集している。

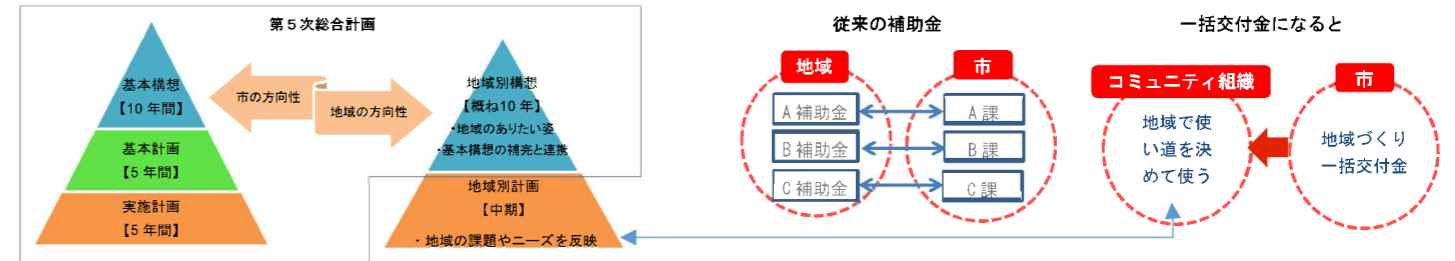
○「かながわボランティア活動推進基金21条例」に基づき4つの事業を実施。

- 1 協働事業負担金・・・一般的な提案と事業局の指定する課題に対する提案を受け、協働型事業を実施。全額負担金支出。
- 2 ボランティア活動補助金・・・地域・社会の課題解決にボランティア団体等の事業を支援。事業経費の1/2補助。
- 3 ボランティア活動奨励費・・・地域社会への貢献度が高い他のモデルとなる実践的な活動を推薦により表彰。
- 4 ボランティア団体成長支援事業・・・ボランティア団体が自立かつ安定的に活動できるよう県が中間支援組織等の企画提案に対して、支援事業を委託するもの。



兵庫県川西市におけるコミュニティ組織への支援

- 令和元年度から「コミュニティ組織」を指定したふるさと納税を開始。
- 昭和50年代から小学校区単位のコミュニティ組織が活動。「コミュニティ組織」を改めて位置づけ、地域分権を推進する「地域分権の推進に関する条例」を平成26年に制定。現在、14のコミュニティが組織。
- 用途が限定される各種補助金の一部を整理し、「地域づくり一括交付金」を整備。
- 交付要件は、コミュニティ組織が主要な団体で構成。規約を定め民主的な運用。地域別計画を策定していること。
- 複数年事業を計画し、コミュニティ組織で基金を設置することや繰越も可能。
- 一括交付金に加算する制度として、大きな課題に取り組む際には、公開審査を行う「コミュニティチャレンジ事業」がある。
- 「コミュニティ」を、住民が日常生活の場を通して、その地域の共通の目標を持って自らの役割を認識し、連帯と自治意識に支えられたまちづくりを目指す、まとまりのある地域社会」と定義。
- 「コミュニティ組織」は、「地域課題の解決に向けて地域活動に取り組み、よりよい地域づくりに努める」とし、概ね小学校区を単位とし、エリア内の各自治会をはじめ、地区福祉委員会やPTAといった各種団体が連携して「ふれあいの場づくり」や、体育・文化・環境・福祉・安全などをテーマとする地域活動を推進する。
- 総合計画に「地域別構想」を位置づけ、その実現に向けた「地域別計画」をコミュニティ組織が主体となり策定。



茅ヶ崎市市民活動推進補助金「茅ヶ崎市市民活動げんき基金」

○市民活動団体が行う公益的な事業を支援する仕組みにマッチングギフト方式を採用。市民の寄付と同額を市が支出。

○支出金は「市民活動推進基金」に積み立てられる。基金は、1500万円を原資に設置。

○前年9月から10月の寄付額を集計し、その合計額の倍額を12月に基金に積立金として支出。

○通常の寄付のほか、ふるさと納税による指定や募金箱の設置、古本の売却益による寄付を集める。

○「市民活動げんき基金助成」は、基金を財源に、市民の自主的で公益的な市民活動を財政的に支援する制度。

- 1 市民活動スタート支援・・・市民が受益者となり得る公益的な事業で、団体の自立を促進し、活動を軌道にのせるための事業。申請は1回のみ。
- 2 市民活動ステップアップ支援・・・市民が受益者となり得る公益的な事業で、団体がこれまで行ってきた活動の拡充を図る事業または活動の発展を目的に次の一步として新たに行う事業。申請は3回まで。

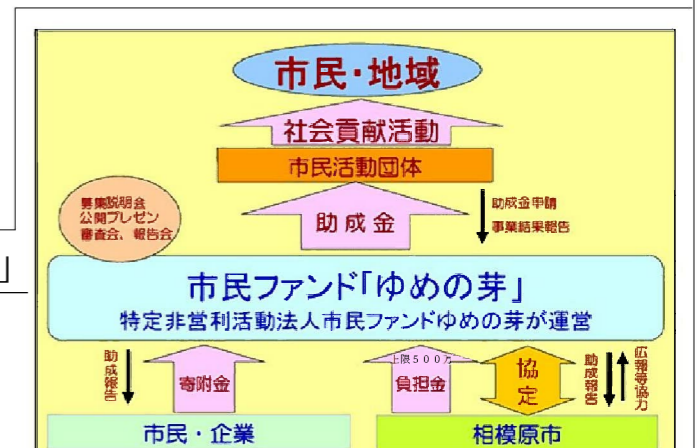


相模原市市民・行政協働運営型市民ファンド「ゆめの芽」

○市民ファンドの寄付に、市が同額を交付するマッチングギフト。

○ファンドの運営は公募で選定された市民ファンドと相模原市。

○ファンド運営団体と相模原市が協定締結。



資金循環を担う市民ファンドの例

名称	公益財団法人 かわさき市民しきん	公益財団法人 かながわ生き生き市民基金	認定NPO法人 神奈川子ども未来ファンド	公益財団法人 あいちコミュニティ財団	公益財団法人 京都地域創造基金
概要	寄付を通して集める資金をひらがなの“しきん”とし、“資金”であり、ころざしのこもった“志金”であり、ころざしを支える“支金”というコンセプト。「ほっとけない」さまざまな地域課題を「ほっとかない」ために、市民の寄付を“しきん”として使うための受け皿となり、川崎をほんとうに暮らしやすいまち、誇れるまちにするための新しいお金の流れをつくることを目的に発足した市民ファンド。	寄付金をもとに神奈川県内の市民事業・活動に助成を行うことで、“志”金循環と地域の課題解決を行う神奈川初の神奈川全域を対象とした公益財団による市民ファンド。	神奈川子ども未来ファンドは、みなさんから寄せられるお金を、神奈川県内の子ども、若者、子育てに関わる人を支えるNPO(非営利の市民活動団体)に資金助成する非営利の市民基金。	愛知県内の地域課題を「見える化」し、その解決に挑む市民公益活動を推進する団体等の認知度を高め、活動に必要な資金等の地域資源の循環を推進する愛知県初の市民コミュニティ財団。	300人以上の市民の寄付で基本財産が構成され設立された、全国的にも珍しい「市民立」の市民コミュニティ財団。地域社会からの“意思ある寄付”を、行政や民間企業だけでは行き届かないサービスやしくみを地域社会に提供している“真摯なNPO”に助成することで、その活動を支援している。
設立経緯	平成27年5月 川崎市民や川崎にゆかりのある方からの寄付500万円超を原資として、設立された。	平成25年4月 生活クラブ生活協同組合の呼び掛けにより、神奈川県内の学識者、市民ファンド、市民団体等の協力を得て、かながわ生き生き市民基金設立準備会発足。200を超える市民や団体から法人設立に必要な資金(拠出金)の寄付、385万円を得て一般財団法人かながわ生き生き市民基金設立。神奈川初の公益財団法人による市民基金。	平成15年4月 2001年6月、神奈川子ども未来ファンド設立準備会を設立。約1年半の活動支援を呼びかけにより全国初のテーマ型地域市民ファンドとして設立。	平成26年4月 「お金の地産地消」白書2011@愛知県版を発行(愛知県、コミュニティ・ユース・バンク momo)。「市民コミュニティ財団設計プロジェクト」を立ち上げ後、公益財団法人として愛知県から認定。	平成21年3月 キックオフフォーラム(みんなでつくろう!市民発ソーシャルファンド「フォーラム:社会を変えるために、今、必要なものとは」)を開催し募金を開始。300人を超える市民からの寄付により、平成21年3月に一般財団法人京都地域創造基金を設立、8月に公益財団法人として京都府から認定。
助成事業	1.事業支援しきん「あとおし」 「かわさき市民しきん」と、事業を実施するNPO等の市民活動団体が一緒に寄付を集めるしきん調達プログラムである。寄付額の15%をファンドの運営費に充てる。 2.意思実現しきん「いしずえ」 特定の目的のための基礎となる“しきん”をファンドが預かり、その目的のために活動する団体へ経済的な支援を行う。名称は自由につけることができ、助成対象や分野を指定することができる。寄付単位は50万円以上。 3.課題設定しきん「たくわえ」 川崎が抱える課題の解決や地域の活性化を目指すテーマを設定、寄付を集め、そのテーマで活動するNPO等の活動に助成。2019年度から「こども食堂基金」の積立開始。 4.共感共鳴しきん「えんたく」 地域課題(子ども・教育・高齢者・障害者・環境・多文化共生・コミュニティづくり)を可視化し、その課題解決方法を調査・研究し、新たな取組を生み出し、その結果を地域活動に活かす取組の第一歩を応援することを目的。	1.福祉たすけあい基金 福祉、たすけあいの事業や活動など、人間の生活の質の向上を目的とした自発的な(ボランティア)活動に助成。助成上限額:100万円 / 助成総額:400万円 2.エラベル 市民団体が主体的に寄付を集めるプログラム。寄付者は応援する団体を選んで寄付をし、集まった寄付金から、運営費分(15%)を除いた額を助成 3.オーダーメイド助成プログラム 公益財団法人かながわ生き生き市民基金に個人や団体、企業が助成金の原資を寄付し、寄付者オリジナルの助成プログラムを作るしくみ。	・助成金額は1件当たり60万円を上限 ・助成総額は毎年異なるが300万円程度を予定 1.一般助成事業 子どもの健やかで豊かな成長支援に必要な変化を生み出そうとする取組が対象。 2.震災支援助成 東日本大震災で被害を受けた子ども・若者を支援するための事業全般に助成。被災地における事業、神奈川県内の避難先における事業も対象 3.課題助成事業 いじめ、貧困、児童虐待防止全般に対する助成。 ※助成対象団体は、神奈川県内に拠点を置き、主に県内で活動するNPO等(法人格の有無は不問)。子ども・若者や子育てに関わる人のニーズに基づき、子どもの命を守り、権利と、多様な価値観を尊重する活動を行っていること。広く子ども・若者や子育てを支える地域社会づくりに貢献する意欲と姿勢を持つことなど	1.事業指定プログラム「ミエルカ」 市民公益活動団体からの事業計画を公開し、資金を仲介する。単なる助成事業ではなく、採択された団体が、財団から伴走支援を受けながら、フレンドレイザーと呼ばれるボランティアスタッフとともに、寄付集めを行うシステム。 2.テーマ提案プログラム「エンタク」 特定分野や地域の課題解決を支援する独自のプログラムを財団に提案し、提案者が助成に必要な資金を主体的に集め、当財団と一緒にプログラムを展開する。 3.冠プログラム 企業等の寄付による基金を設置する。 ※外部の委員で構成される選考委員会で、組織体制や会計、事業計画の妥当性等をチェック。また、NPOの積極的な情報開示を推奨。日本財団が運営する公益事業コミュニティサイト「CANPAN」に登録し、すべてのNPOが情報開示レベル5を獲得することを条件としている。	1.冠基金、冠褒賞 寄付者が独自に助成金プログラムを作ることができる制度 2.事業指定助成 特定の事業への寄付・助成ができる制度 3.テーマ別基金 独自のテーマ設定で地域社会の様々な活動を応援できる制度 ※その他 1.地域の未来協創プログラム 課題解決の担い手を創り出すこと、多様な資源を募ること、課題の可視化や政策提言につなげることも目指したプログラム。 2.金融機関との連携事業 金融機関と連携し、融資制度などを創設 3.不動産等活用事業 寄付や遺贈による土地や建物を有効活用 4.情報公開・認証制度の活用 すべての市民活動団体に対して積極的な情報開示を推奨